

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（第22回）

議事要旨

1. 日 時 2026年3月24日（火）午前10時00分～午前11時30分
2. 開催方法 ウェブ会議
3. 議 題 (1) 支払条件の適正化に関する最近の動向（中小企業庁説明）
 (2) 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けたでんさいネットの
 取組みについて（全銀電子債権ネットワーク説明）
 (3) 2025年度を取組み状況および今後の対応等について（事務局説明）

5. 議事概要

(1) 支払条件の適正化に関する最近の動向

- ① 中小企業庁から、支払条件の適正化に関する最近の動向について、資料に沿って以下のとおり説明。
 - 2026年1月から施行された中小受託取引適正化法（取適法）において「手形払等の禁止」が追加され、物品等の受領から60日以内に代金満額を支払うこととされた。また、受託中小企業振興法の「振興基準」において、代金は物品等の受領から60日以内にできる限り現金で支払うこととされた。（2頁）
 - 取適法では、支払手段として製品や役務の受領日から60日以内に代金に相当する金銭を得ることが困難であるものは認めないこととされた。また、振込手数料について、これまでは書面で合意があれば受注者が負担することが認められたが、今回の改正により、受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たる（受注者負担の場合は製造委託等代金からの減額に当たる）とした。（4頁、5頁）
 - 振興法は取適法よりも適用対象範囲を広く設定している。ポイントとしては取引条件を改善すること等を挙げている（7、8頁）
 - 価格交渉促進月間における取組として、アンケート調査を実施。その結果、価格転嫁については、業種別で差がみられ、取引代金の支払条件の状況については、全額現金で支払われる割合は8割、手形等の支払サイトが60日を超えていると回答した割合は約1割であった。（9～12頁）
 - 現在は企業取引研究会においてサプライチェーン全体の支払条件の適正化について議論されており、独占禁止法において「製造委託等」の取引を対象に、支払期日に係る具体的な基準を定める告示（特殊指定）を新たに策定することとして、パブリックコメントに付している。（14、15頁）

② 質疑応答・意見交換

【事務局】

- 取適法が施行される前に実施したアンケート結果について説明があったが、取適法施行後の関係者への浸透具合について伺いたい。
- ⇒ 【中小企業庁】
- 例えば、東京商工リサーチのデータでは、中小企業において約8割が何らか取適法を認知しており、そのうち約4割は法律の影響のアセスメントを行っているとの結果を得ている。
 - 一方で、Tierが深い層の事業者においては、発注者・受注者ともに取適法を認知していて手形払いが禁止されていることを認識していても、その他の法律の内容を細かく認識しているわけではない。また、実際には通常業務の負担があるなかで、取適法の全ての改正内容に対応できていない事業者がいるとの声も聞いている。
 - 2026年度は現場への浸透がテーマと考えており、特に規模の小さい地域の事業者に対して、関係機関とも協力しながら取適法の周知・内容理解に取り組みたいと考えている。

(2) 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けたでんさいネットの取組みについて
(株)全銀電子債権ネットワーク(以下、「でんさいネット」という。)から、手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けたでんさいネットの取組みについて、資料に沿って以下のとおり説明。委員からの質問および意見は寄せられなかった。

- でんさいの発生記録請求件数(2025年・年間)は約969万件(前年比約20%増)と引き続き大幅に増加。利用契約件数(2025年・年末時点)は約75万件(前年末比約7%増)となり、前年末比の増加幅は拡大。(1頁)
- 2024年11月、でんさいネットはインターネットバンキング(IB)契約がなくてもでんさいを利用でき、基本手数料が不要なサービス「でんさいライト」をリリース。現在、でんさいライトを取り扱っている金融機関数は263(メガバンク・地銀・第二地銀・信金・信組)であり、利用契約件数は累計7,000件を突破。(2、3頁)
- でんさいネットでは、参加金融機関に対して、手形利用企業数等調査を実施。その結果、約17万社が手形を利用しており、そのうち約7割が、まだでんさいを利用していない先であった。こうした状況も踏まえ、今後、でんさいネットでは、参加金融機関に「利用促進ツールキット」を提供する等の支援を実施する予定。(4頁)
- でんさいネットは全銀協と共同でオンラインセミナーを実施し、2025年度は延べ1万2千人が参加した。このほか、金融機関主催のセミナーや企業主催の説明会にも登壇した。今後も引き続き手形・小切手利用企業の中でもでんさい未契約企業や契約済未稼働企業にフォーカスしたオンラインセミナーを週次開催するなど、普及促進活動を強化する予定。(5頁)

(3) 2025年度の取組み状況および今後の対応等について

- ① 事務局から、2025年度の取組み状況および今後の対応等について、資料に沿って以下のとおり説明。
 - 2025年の手形・小切手の交換枚数は1,416万枚であり、目標値984万枚/年からは乖離。月ベースでの交換枚数は2025年12月時点で約100万枚であった。(4頁)
 - 2025年度は、全銀協において様々な周知・広報活動を実施したほか、各金融機関の取組みを後押しするための情報提供として約款参考例等の共有を実施するとともに、金融機関の地域内連携を目指した地区別交流会の開催等を実施した。(5頁)
 - 金融機関の地域内連携について、計36地域で金融機関における手形・小切手の電子化に関する連携を実施。連携を公表した地域のなかには、地元メディアで取り上げられる等、周知効果の期待が大きい。引き続き地銀を中心に他地域に対しても連携の検討を呼びかける。(6頁)
 - 2025年度に実施したアンケート調査の結果では、手形・小切手の発行終了については約9割が実施済みもしくは実施予定であり、取組みが進んでいることを確認。また、最終振出期限の設定や他行を支払地とする約束手形等の預金入金扱い受付の停止については、約3割程度の金融機関が実施済みもしくは実施予定の結果であったが、最終振出期限の設定を実施済みもしくは実施予定の金融機関は交換枚数ベースでは84%をカバーしている状況。(7、8頁)
 - 今後の削減枚数の試算について、最終振出期限の設定を考慮すると、2026年11月および12月に交換枚数が大幅に減少し、2026年12月時点で交換枚数の残数は約7万枚となる見込み。(10頁)
 - 「手形・小切手の全面的な電子化に向けた自主行動計画(以下、「自主行動計画」

という。)」の目標期限まであと1年であることを踏まえ、今回の試算結果を、月単位の交換枚数の目安となる数値として反映する。また、2026年度末までの全面的な電子化の達成に向けて、最終振出期限の設定を行う金融機関は、最終振出期限前から余裕をもってより多くの交換枚数を削減し、多くの事業者の電子的決済サービスへの移行を促すとともに、それ以外の金融機関については、交換枚数を着実に削減するため、体制整備、移行推進、周知案内等の必要な取組みを強化する必要がある。なお、全銀協およびでんさいネットにおいて、支援が必要と考えられる金融機関を選定し、必要な支援を行う。(11頁)

- 2026年度は自主行動計画の最終年度であり、「手形・小切手の交換枚数ゼロ」を実現するという覚悟を持った対応が必要となる。全銀協としても、月単位の交換枚数目安の設定、四半期ごとのフォローアップなど、きめ細かく具体的に踏み込んだ対応を通じて、これまで以上に、関係者一体となって手形・小切手機能の電子化に関する取組みを促進する。(12頁)
- 検討会メンバーの異論がなければ、3月27日(金)を目途に①手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書(2025年度)、②自主行動計画の改定版を公表する。(13頁)

② 質疑応答・意見交換

【代理委員】

- 2025年度は全銀協において全面的な電子化に向けて、さまざまなルールの改正や規定の整備、ひな型参考例の作成等、多くの施策を実施していただいた。こうした効果もあり、手形・小切手の発行停止を実施済あるいは実施予定である金融機関が約95%以上となり、取組みが大きく加速したものと理解している。
- 当行における2025年度の交換枚数は2015年度比で9割近く減少するなど、手形・小切手の交換廃止に向けて着実に歩みを進めている。
- 2027年3月の交換廃止に向けて、最終振出期限の設定等の施策について、100%近い金融機関が実施することが重要であると考えている。金融機関全体で各施策の拡大やお客様への一層の周知など、円滑な電子化移行に取り組んで参りたい。

【委員】

- 当会は取適法の成立を高く評価している。これまでパートナーシップ構築宣言や価格転嫁等、取引適正化に向けた働きかけを行っており、その成果が着実に上がっていると認識している。本年1月の取適法の施行を踏まえ、取引適正化がより一層推進されるよう取組みを強化している。具体的には、本年1月20日に公表した春季労使交渉の指針となる「2026年版経営労働政策特別委員会報告」において、取適法の周知徹底を明記し、望ましい取引慣行の実現に貢献していく方針を示した。こうしたなか、全銀協の手形・小切手の全面的な電子化の取組みが着実に進んでいることを歓迎している。
- 昨年、中小企業庁と公正取引委員会が再開した企業取引研究会において、サプライチェーン全体での支払いの適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化について検討が行われており、当会としても意見を発信している。サプライチェーン全体で支払条件を適正化することは、価格転嫁と同様に重要な施策である。特にどのよ

うに支払条件をサプライチェーン全体で連鎖させていくかは企業の資金繰りにも影響があり、個別企業の観点からは、支払サイトの短縮は運転資金や与信の問題でもある。このため、サプライチェーンを構成する関係企業へのヒアリングの実施や取引実態を把握したうえで、検討を進める必要があると考えている。

- こうした観点から当会として、現在、政府が実施しているパブリックコメントに対して意見をとりまとめて提出することを検討している。

【委員】

- 最終振出期限について、資料上、12月末時点で当業態は2行が検討中であったが、現時点ではリリース済みであり、当業態全行が2026年9月末に最終振出期限を設定予定であることを確認している。これにより2026年12月には交換枚数が大幅に減少することが予想される一方、振出期限前後での問い合わせの増加が想定され、混乱が生じる可能性もあるが、当業態でも混乱が生じないように円滑に対応したい。
- 目標まで残り1年となるが、引き続き政府・銀行界・産業界で連携して最後まで気を緩めることなく取り組んで参りたい。

【委員】

- 今後の全体の方針については異論なく、引き続き全面的な電子化の目標達成に向けて取り組んでいただきたい。
- 最終振出期限について、期限前後の混乱は電子的決済サービスへの移行対応にとどまらないと思われる。金融機関が販売した手形用紙自体は事業者へ渡っており、手形・小切手要件を満たした手形・小切手は法的には効力があることから、事業者が振り出すことは可能となっている。これは資金繰りにも関わってくるものであり、最終振出期限が過ぎているから一律に受付を謝絶するかどうかは判断が分かれるところかと考えており、この点からも円滑な対応が求められる。
- 手形が廃止されることは報道や全銀協の広報等を通じて多くの事業者が認識していると思われる。最終振出期限の設定については、金融機関毎に設定されていることもあり、電子交換所における手形・小切手の交換廃止時期よりも早いタイミングで到来することを認知していない事業者もいると思われることから、金融機関は着実な周知が必要であることに加え、すでに振出期限が到来している金融機関もいることから、こうした金融機関の経験値を銀行界全体で共有していただけると、円滑な手形・小切手の全面的な電子化につながるのではないかと。

【委員】

- 最終振出期限の設定について、当業態では検討中と未検討の金融機関がいる。今回のアンケート結果も踏まえ、当業態金融機関の検討が進むものと考えている。ただし、金融機関による対応を待っているだけでなく、当協会においても会員金融機関が最終振出期限の設定等の取組みに対応できるようサポートして参りたい。また、お客様への周知についてももしっかり対応していきたい。

【代理委員】

- 多くの金融機関が 2026 年 9 月末に最終振出期限を設定しており、手形・小切手から電子的決済サービスへの移行に係る事務手続きが集中するタイミングと理解している。事業者のみならず、金融機関においても電子化により振込等の電子的取引の件数が増えることから、決済インフラにも支障が出ないように対応してもらいたい。
- 小規模事業者の資金繰り確保と IT 格差を解消することが最優先事項と理解している。手形振出企業の 74%がでんさい未利用とのことで危機感を持っており、特に高齢層、デジタル化へ抵抗がある小規模事業者への個別フォローが、この 1 年で目標を達成するために重要であると理解している。
- 本年 1 月に施行された取適法において手形払いが禁止されたことも会員企業に改めて周知して参りたい。今回の取適法施行を受けて、事業者からは資金繰りがよくなったという歓迎の声がある一方、転注のおそれがあり、取適法の対象かどうかに関わらず、支払サイトの短縮を申し出ることへの不安や、支払条件を改善する代わりに代金値引きを要求する買いたたきへの警戒感がある。こうした問題への対応もお願いしたい。
- また、インターネットバンキングは基本手数料がかかることや利用の煩雑さをハードルに感じている事業者がいることから、でんさいライトの利用促進・周知も重要であると考えている。また、でんさいライトも導入できずに電子化に移行できない事業者も少なからず発生するのではないかと考えており、手形・小切手の交換枚数をゼロにするためにはこうした事業者への対応も必要ではないかと考える。

【金融庁】

- 2027 年 3 月末まで残り 1 年となっている中、全銀協・でんさいネットおよびその他関係者におかれては周知などの支援に感謝申しあげる。
- 一方で、まだ電子化への対応が遅れている金融機関・事業者があることから、関係者の周知等の取組みを強化していただきたい。また、金融庁としても重要なテーマと認識していることから、最終目標達成に向けて、当庁においても広報活動の強化、財務局からの働きかけなども検討して参りたい。

【委員】

- 当行の個別の取組みとして、お客様にご不便をおかけしないようにすることを念頭に対応している。2025 年度においては、手形・小切手利用実績のある約 15 万のお客様に対して、二度にわたるダイレクトメールの送付や一部のお客様へのアウトバウンドコールなどのフォローを実施した。
- 2026 年度は自主行動計画における最終年度であることから、取組みの総仕上げの期間と認識しており、お客様への最後の案内として、6 月～8 月にかけてダイレクトメールを送付する予定である。
- また、個別行の取組みに加えて、引き続き金融界全体で目標達成できるよう対応して参りたい。

(以 上)